

学費返金規定

1. 留学ビザの返金

(1) 初年度学費の返金

1) 選考料及び入学金

選考料と入学金は、入学選考を行う対価及び留学ビザ申請の対価であるため、返金をしない。

2) 授業料、その他

入学キャンセル、或いは中途退学の場合、辞退届（退学届）が出された時点によって、返還内容及び条件を定めるものとする。また、中途退学の場合は在籍期間を問わず、初期1年分の返金はしない。さらに返金の際の金融機関の手数料は、すべて受け取り人の負担とし、内容によって事務手数料を発生させるものとする。

ア) 査証取得前：選考料と入学金を引いた金額

①条件：入学許可書及び在留認定証明書の返却

②事務手数料：なし

イ) 査証不許可：選考料と入学金を引いた金額

①条件：入学許可書及び在留認定証明書の返却、不許可の確認

②事務手数料：なし

ウ) 査証取得後、来日前：選考料と入学金を引いた金額

①条件：入学許可証及び在留認定証明書を返却後、査証の未使用かつ査証の入国期限が過ぎたことを確認後

②事務手数料：なし

エ) 来日後：いかなる場合でも返金をしない

(2) 2年目以降の中途退学による学費の返金

1) 進学による中途退学以外、いかなる場合でも返金をしない

2) 修了した月間以降の学費を返還対象とし、1日付で修了する場合においても当月は在籍機関とする。授業料を月割りした額（56,000 円/月）で返金する、また教材費は半年単位（22,000 円/半年）、設備費は月単位（4,600 円/月）で返金する。

① 条件：進学先の入学許可書

② 事務手数料：26,000 円

2. 短期コースの返金

返金に伴う金融機関の手数料は、すべて受取人の負担とする。

(1) ビザ免除措置国

1) 授業開始日前の入学辞退

入学許可書の返却後、入学金を除いた金額を返金する。

2) 授業開始後の中途退学

いかなる場合でも返金をしない。

(2) 短期コースに入学するため、査証が必要である場合

1) 査証取得前

査証申請書類及び入学許可証を返却後、入学金と招へい理由書発行料（40,000円）を差し引いた金額を返金する。

2) 査証取得後、来日前

入学許可証を返却後、査証の未使用かつ査証の入国期限が過ぎたことを確認後、入学金と招へい理由書発行料（40,000円）を差し引いた金額を返金する。

3) 査証取得後、来日後

授業参加の有無を問わず一切返金しない。

4) 査証不許可の場合

入学許可証を返却し、パスポートのページから査証が不許可であった事実を確認後、入学金と招へい理由書発行料（40,000円）を差し引いた金額を返金する。

3. 短期コースと長期コースの同時申請の返金

(1) 長期コース学費支払い前の短期学費の返金

短期コース学費の返金規定に準ずるものとする。

- (2) 長期コース学費の支払い後の学費返金
留学ビザ返金規定に準ずるものとする。

4. 退去強制処分

退去強制処分となった学生に対しては、いかなる場合でも返金をしない。

5. 来日が遅れた場合

未受講分の授業料の返金をしない。

6. 免責

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料の返金をしない。

改正)

2021 年 10 月 28 日

2023 年 2 月 20 日

2024 年 3 月 27 日